令和3年第8回大町町議会(定例会)会議録(第5号)													
招集年月日	令和3年12月6日												
招集の場所	大町町議事堂												
開散会日時及び宣言	開議	令和:	3年1	2月1	5日	午前 9 時33分		議	長	三	谷	英	史
	閉会	令和:	3年12月15日			午前10時42分		議	長	三	谷	英	史
応(不応)招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例	議席	į	毛 名		出席等 の別	議席号		氏		名		出席等 の別	
	1	三名	谷 ———	英	史	0	5	1=1	根	和	之		0
	2	藤	頼	都	子	0	6	武	村	妃旨	呂子		0
○ 出席を示す△ 欠席を示す	3	山 -	下	淳	也	0	7	諸	石	重	信		0
× 不応招を示す▲ 公務出張を示す	4	鶴山	帝	敏	彦	0	8	中	Щ	初	代		0
会議録署名議員	6	番	武	村	女	己呂子	7	番	諸	石	į	重	信
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長		坂	井	Ŷ	青 英	書	記	田	島	2	宏	隆
	町	長	水	Ш	_	一哉	副町	長	内	田			学
地方自治法	会計管理者		井	上	*	青一	教育	長	船	木	ŧ	幸	博
	総務課長		岩	瀬	Ī	重 義	総務課	参事	副	島	1	徳二	.郎
第121条により	企画政策	策課長	古	賀		壯	生活環境	意課長	井	原	-	正博	
説明のため出席した者の職氏名	町民課長		西	森	Ę	月広	子育て・復	建康課長	森		ì	ゆかり	
	福 祉	課長	宮	﨑	責	貴 浩	農林建設	2課長	髙	田	[王	樹
	教育委員会	事務局長	藤	瀬	<u> </u>	善善善善							
議事日程	別紙のとおり												
会議に付した事件	別紙のとおり												
会議の経過	別紙のとおり												

議事日程表

▽令和3年12月15日

日程第1 閉会中の継続案件の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第2 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第3 継続審査について

日程第4 追加発議の報告及び上程

日程第5 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

午前9時33分 開議

〇議長 (三谷英史君)

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和3年第8回 大町町議会定例会5日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきま しては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 閉会中の継続案件の委員長報告及び質疑・討論・採決

〇議長(三谷英史君)

日程第1. 前議会より継続審査に付されました案件を議題といたします。

まず、これに対する各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

〇総務文教委員長 (鶴﨑敏彦君)

おはようございます。議会閉会中、継続審査として当総務文教常任委員会に付託されておりました議案につきまして、11月4日、5日に委員会を開催し、審査いたしましたので、報告をいたします。

議案第35号 令和2年度大町町一般会計決算認定について、議案第36号 令和2年度大町町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第37号 令和2年度大町町国民健康保険特別会計決算認定について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け慎重に審査いたしました結果、議案第35

号中の当委員会関係分、議案第36号及び議案第37号は、それぞれ原案どおり認定すべきもの と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(三谷英史君)

産業厚生委員長。

〇産業厚生委員長 (三根和之君)

皆さんおはようございます。産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

議会閉会中に継続審査として当産業厚生常任委員会に付託されておりました議案につきまして、11月4日、5日に委員会を開催し、審査いたしましたので、報告します。

議案第35号 令和2年度大町町一般会計決算認定について、議案第38号 令和2年度大町 町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計決算認定について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け慎重に審査いたしました結果、議案第35 号中の当委員会関係分、議案第38号は、それぞれ原案どおり認定すべきものと決定いたしま した。

以上で報告を終わります。

〇議長 (三谷英史君)

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

〇議会事務局長 (坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長(三谷英史君)

討論ございませんか。8番中山議員。

〇8番(中山初代君)

反対討論されんかなと思って。私は当初予算のときに反対しているんですよね。だから、

決算も反対になりますよね。いつ、どがんすっぎよかですか。

〇議長(三谷英史君)

賛成討論ございませんか。7番諸石議員。

〇7番(諸石重信君)

議案に関しましては、両委員会としっかりと精査しましたところでございますので、適正 に処理されていることを認めまして、これを賛成といたします。

〇議長 (三谷英史君)

採決いたします。

議案第35号については、総務文教、産業厚生、各委員長報告どおり認定することに賛成の 方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (三谷英史君)

起立多数と認めます。よって、議案第35号は原案どおり認定することに決定いたしました。 議案第36号。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長 (三谷英史君)

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

採決いたします。

議案第36号については、総務文教委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議案第37号。

〇議会事務局長 (坂井清英君)

〔朗読省略〕

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

採決いたします。

議案第37号については、総務文教委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議案第38号。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長 (三谷英史君)

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

採決いたします。

議案第38号については、産業厚生委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案どおり認定することに決定いたしました。

日程第2 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

〇議長(三谷英史君)

日程第2. 本定例会の議案を議題といたします。

まず、これに対する各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

〇総務文教委員長 (鶴﨑敏彦君)

議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について審査いたしました結果

を報告します。

議案第48号 大町町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、 議案第49号 大町町工業振興臨時措置条例の一部を改正する条例について、議案第50号 大町町企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例について、議案第51号 大町町国民 健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第52号 大町町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第53号 令和3年度大町町一般会計補正予算(第8号)について、議案第54号 令和3年度大町町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、 議案第55号 大町町過疎地域持続的発展計画について、議案第56号 佐賀県市町総合事務組 合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け慎重に審査いたしました結果、議案第53 号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきもの と決定しました。

以上で当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

〇議長 (三谷英史君)

産業厚生委員長。

〇産業厚生委員長 (三根和之君)

産業厚生常任委員会委員長報告を行います。

議会休会中に当産業厚生常任委員会に付託されました議案について審査をいたしました結果を報告します。

議案第53号 令和3年度大町町一般会計補正予算(第8号)について、議案第57号 杵東 地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け慎重に審査いたしました結果、議案第53 号中の当委員会関係分並びに議案第57号については、それぞれ原案どおり可決すべきものと 決定いたしました。

以上で当産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

〇議長 (三谷英史君)

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長 (三谷英史君)

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

採決いたします。

議案第48号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第49号。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長 (三谷英史君)

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

採決いたします。

議案第49号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第50号。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長 (三谷英史君)

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

採決いたします。

議案第50号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第51号。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長 (三谷英史君)

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

採決いたします。

議案第51号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第52号。

〇議会事務局長 (坂井清英君)

[朗読省略]

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

採決いたします。

議案第52号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第53号。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長 (三谷英史君)

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

採決いたします。

議案第53号については、総務文教、産業厚生、各委員長報告どおり可決することに御異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第54号。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長 (三谷英史君)

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

採決いたします。

議案第54号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第55号。

〇議会事務局長 (坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長 (三谷英史君)

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

採決いたします。

議案第55号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第56号。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長(三谷英史君)

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

採決いたします。

議案第56号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第57号。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長 (三谷英史君)

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

採決いたします。

議案第57号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 継続審査について

〇議長(三谷英史君)

日程第3. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続 調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日、発議1件が追加提案されましたので、日程に追加し、議題とい

たします。

日程第4に追加発議の報告及び上程、日程第5に提案理由の説明及び質疑・討論・採決を 追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三谷英史君)

御異議なしと認めます。よって、日程第4.追加発議の報告及び上程、日程第5.提案理由の説明及び質疑・討論・採決を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第4 追加発議の報告及び上程

〇議長(三谷英史君)

日程第4.本日、発議1件が追加提案されました。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長 (三谷英史君)

ただいま朗読させました発議第2号を上程し、これより議題といたします。

日程第5 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

〇議長(三谷英史君)

日程第5. これより追加発議の提案理由の説明を行います。

追加発議の提案理由の説明を提出議員より行います。4番鶴﨑議員。

〇4番(鶴﨑敏彦君)

ふるさと納税に関する調査特別委員会の設置について提案理由の説明を行います。

今発議につきましては、ふるさと納税の疑惑に関し、町長が書類送検された事実を踏まえ、議会としては、ふるさと納税に関し町民の皆様方が重大な関心を持たれていることに関し、行政監視という極めて重い責任を負っている議会として、議会で構成する特別委員会を設置し、ふるさと納税事務が適正に行われたかを調査し、その結果を町民の皆さんに御報告するため、ふるさと納税に関する調査特別委員会の設置を求める発議を行いました。

私は今回の事件を受けまして、最初から百条委員会の設置を主張してまいりましたが、11 月30日の全員協議会において、多数の議員から百条委員会は早過ぎるから、まず、特別委員 会を設置し、調査が進まないようであれば、そのとき百条委員会を設置するという担保をい ただきましたので、渋々了解をいたしました。しかしながら、昨日議案を作成する段階になったときに反対する議員が多数出て、何がどうなっているか、皆目見当がつかず、非常に複雑な気持ちでおります。この発議が否決され、特別委員会ができなければ、町民の皆さんの疑惑が晴れないどころか、不信感が募るばかりだと思います。大町町議会はこれでいいのか、町民がかわいそうです。議員の皆さんの良識ある判断をお願いいたします。

〇議長 (三谷英史君)

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

ただいまふるさと納税に関する調査特別委員会を設置する旨の発議がなされましたが、議 長として町民の皆様にこれまでの経緯を御説明させていただきます。

ふるさと納税に係る疑惑に関し、水川町長が佐賀地方検察庁に書類送検されました。この 事態を受けまして、去る11月30日に議会としてどのように対応するかについて全員協議会を 開催いたしました。その会議で出された結論は、ふるさと納税に係る疑惑に関して、町民の 皆様が重大な関心を持たれております。そこで、行政監視という極めて重い責任を負ってい る議会として、8名の議員全員を委員とする特別委員会を設置して、ふるさと納税事務が適 正に実施されていたかを調査し、その結果を町民の皆様に御報告するとの結論を得ました。

このことを私自身が報道各社の求めに応じまして御説明をし、この内容が新聞、テレビ等によって全国に配信をされております。このことをもって町民の皆様に御報告をした次第でございます。

ところが、昨日、一部議員から特別委員会を設置することに異議が出されました。つまり 特別委員会を設置して調査をすることに反対するとの意見が出されました。町民の皆様が重 大な関心を持たれている極めて重大な案件であると思いますので、このことに対する全議員 の意見を求めます。そして、その後で質疑、討論、採決を行いたいと思います。

以上のとおり進行をいたします。2番藤瀬議員。

〇2番 (藤瀬都子君)

ふるさと納税業務が町に対して返礼品の遅延等の直接的不利益を与えたという事実はありません。今回の件は、あくまで町長の収賄が争点で、佐賀地検に書類送検されております。 現段階では議会としてふるさと納税に関する調査特別委員会を設置する趣旨が見いだせません。このふるさと納税業務については常任委員会で確認を行うことが適切と判断いたします。 よって、この発議には反対をいたします。

3番山下議員。

〇3番(山下淳也君)

今回の件に関しましては、あくまでも町長の収賄に関する件が嫌疑の対象となっていると思います。ふるさと納税業務に関して、町に不利益があったという事実はないと思っております。その件に関しまして、ふるさと納税を特別委員会のほうで調査するのは適切ではないと思います。したがって、通常の常任委員会のほうで調査するのが適切かと思っております。そういうことで反対させていただきます。

〇議長 (三谷英史君)

5番三根議員。

〇5番(三根和之君)

私は反対します。その理由として、ふるさと納税に関する調査特別委員会の設置については、先般、あまりにも突然のことで、予備知識のないまま意思決定が求められました。時間をかけて改めてふるさと納税業務に関する答弁内容などを勘案、精査したところ、協力業者の選定については広く募集されていました。そして、返礼品の選定に関しては、県及び総務省の指導の下に選定され、かつ改良も図られていました。また、委託料の明細については、より詳細資料を今後提示するとの回答もされました。これらを踏まえますと、常任委員会で審議すべきと判断しました。よって、本議案については反対します。

以上です。

〇議長 (三谷英史君)

6番武村議員。

〇6番(武村妃呂子君)

私は賛成させていただきました。これはあくまでも調査特別委員会を設置することで、ふるさと納税に対する意識をもっと高め、町長がここで書類送検されたことに対する潔白を証明する意味においても、この特別委員会は必要だと思うんですね。私たちでしっかりとこのことを踏まえて、どこがいけなかったのか、なぜそんなになったのかといういろんな面を考えたときに、議会としてスルーすることはどうしても許されない。やっぱりきちんとした形でこのふるさと納税に関する考え方、それから、今行っている実際の事務処理についても、やっぱりここできちんとしたことをして、町長は間違っていなかったよと、警察がすること

よりも、私たちはこれだけ真剣に調べて何も出てこないじゃないですかということを町民に アピールするのにはやっぱり自分たちが動かないといけない。ただ、それを信じて待つとい うのと、きちんと自分たちもその中の一員に入って調べて、納得して、そして、皆さんに本 当に絶対大丈夫よということを私は言いたい。

そういう意味合いにおいて、だから、いいとか悪いとかじゃないんですよね。やっぱり中 身をきちんと精査するというのは議員に与えられた仕事ではないのかなというふうに私は 思って、今回は賛成させていただきました。

〇議長 (三谷英史君)

7番諸石議員。

〇7番(諸石重信君)

私は反対をさせていただきます。現在、このふるさと納税の疑惑といったような、そういった焦点がどこなのかなというところになっておりますが、これはそもそも、ちょっと失礼なんですけど、町長の金品の要求、受け取り、そういったことの嫌疑が問題点でございます。これは警察の方や検察の方が調べていただいております。これはすみ分けが必要だと思います。

先ほどもちょっと説明の中でありました。また、さきの一般質問の中、そして、私もいろんなことを精査させていただいた中で、ふるさと納税に関しては、返礼品の協力業者の方々、そういった方も、やはり町内を中心に広く募集をされた。チラシ等、声かけ、紙面でも。そしてまた、返礼品の選定に関しても、これは県の方々や総務省の方々、そういったところで指導を基に選定をされ、また、かつ改良を図っておられたということでございます。

そういったことを勘案しまして、やはりこれは通常、我々の職務、責務であります、行政 の業務の適正化というところで常任委員会をやっておりますので、こちらでしっかりとやっ ていくということで、焦点のほうがずれてきた感覚もございますので、行政事務のほうは しっかりとそちらのほうでやらせていただきたいと思います。

〇議長 (三谷英史君)

8番中山議員。発言ございませんか。 (「はい」と呼ぶ者あり) よろしいですね。 続きまして、発議に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり) 4番鶴﨑議員。

〇4番(鶴﨑敏彦君)

討論、採決に入る前に、この議員の中に、今回のふるさと納税に関し、返礼品協力業者の家族が2名おられます。この議員につきましては、地方自治法第117条の議員の除斥に該当いたすと思いますので、もちろん討論、採決には加わることはできないと考えております。よろしくお願いいたします。

〇議長 (三谷英史君)

7番諸石議員。

〇7番(諸石重信君)

先ほどのことに関して、これは議員として、多くの町民の皆様方から負託をいただいた議員であります。これは議員の権限に関わる重大なことであると思いますので、ここは法的根拠を示していただきたいと思います。

〇議長 (三谷英史君)

4番鶴﨑議員。

〇4番(鶴﨑敏彦君)

先ほど言いましたように、地方自治法第117条、除斥の対象、除斥の対象は議長及び議員であって、「自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」と。これが第117条です。

〇議長(三谷英史君)

議事を一時中断します。

午前10時12分 休憩

午前10時36分 再開

〇議長(三谷英史君)

議会を再開いたします。

ただいま鶴﨑議員のほうから、特別委員会の設置に当たって、2名の議員の皆さんが除斥の対象になるんではないかという質問が出されました。それについての調査結果を事務局長

のほうから報告をいたします。

〇議会事務局長(坂井清英君)

今、鶴﨑議員からございました第117条による除斥の対象になるのではないかということで、うちのほうも全国町村議会議長会のほうに今お尋ねをしたところでございますが、まず、この第117条については、事件の審議を行う場合での除斥をうたっておりまして、ふるさと納税に関する調査特別委員会の設置等については事件の審議に当たりませんので、除斥の対象にはならないだろうということで回答を得ております。

以上でございます。

〇議長 (三谷英史君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

〇議会事務局長(坂井清英君)

[朗読省略]

〇議長(三谷英史君)

反対討論ございませんか。2番藤瀬議員。

〇2番 (藤瀬都子君)

この件に関しましては、町長の贈収賄事件が焦点となっております。今、佐賀地検のほうに書類送検されておりますので、これを改めて私たちのほうで委員会を設置して審議をする ということは控えさせていただきたいと思います。

〇議長 (三谷英史君)

賛成討論ございませんか。6番武村議員。

〇6番(武村妃呂子君)

先ほどもお話ししましたように、決して誰かを罪に陥れるための特別委員会の設置ではございません。あくまでも内容を精査するという意味合いにおいての委員会だと私は思って、 賛成させていただいております。

ほかにございませんか。5番三根議員。

〇5番(三根和之君)

私も先ほど全議員に聞かれたところで内容について御説明したとおりに、先日の一般質問の中でもいろいろ執行部より説明等もあり、その趣旨等についても十分理解しました。それで、私は反対のことで反対討論をさせていただきたいと思います。

以上です。

〇議長 (三谷英史君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三谷英史君)

採決いたします。

発議第2号については、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (三谷英史君)

起立少数です。よって、発議第2号は否決することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和3年第8 回大町町議会定例会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがと うございました。

午前10時42分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月15日

議 長 三 谷 英 史

会議録署名議員 武 村 妃呂子

会議録署名議員 諸 石 重 信

局 長 坂 井 清 英